

平成25年7月19日

第2507号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 平成25年度砂利採取業務主任者試験の実施（339・河川砂防課）……………1
- 証紙売りさばき人の指定（340・会計課）……………3
- 建設業の許可の取消し（341・鹿角地域振興局総務企画部）……………3
- 建設業の許可の取消し（342・北秋田地域振興局総務企画部）……………4
- 道路の供用開始（343・仙北地域振興局建設部）……………4
- 道路区域の変更（344・仙北地域振興局建設部）……………4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）3件……………5
- 公の施設の指定管理者の募集（観光戦略課）……………6
- 公の施設の指定管理者の募集（港湾空港課）2件……………8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）……………12
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（山本地域振興局農林部）……………13
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（教職員給与課）……………13

教育委員会規則

- 秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（10・総務課）……………15
- 秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則（11・義務教育課）……………16
- 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則（12・高校教育課）……………16
- 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則（13・高校教育課）……………17
- 文化財保護法施行細則の一部を改正する規則（14・文化財保護室）……………17

告 示

秋田県告示第339号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり平成25年度砂利採取業務主任者試験を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成25年11月8日（金） 午前10時から正午まで

入室は、午前9時からとする。

遅刻は、試験開始後30分まで認め、退室は試験開始から40分を経過した後から試験終了時刻の10分前まで認めるものとする。

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6階 大会議室

2 試験科目

(1) 法令

砂利の採取に関する法令

(2) 技術

砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）

3 受験資格

年齢、性別及び学歴は問わない。

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書

秋田県が印刷した所定用紙

(2) 履歴書

秋田県が印刷した所定用紙

(3) 写真

出願日前6か月以内に脱帽、無背景で上半身を正面から撮影した縦11センチメートル、横8センチメートル（手札形）のもので、その裏面に、氏名、年齢及び撮影年月日を記載したもの 1枚

5 受験願書の配布

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成25年8月19日（月）から同年10月4日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局建設部 用地課

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成25年9月2日（月）から同年10月4日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局建設部 用地課

7 受験手数料

(1) 金額

7,600円

(2) 納付方法

受験願書を提出する際、相当額の秋田県証紙（収入印紙とは異なる。）により納付すること。

なお、受験願書の受理後は、受験手数料の返還は行わない。

8 合格者の発表

平成25年12月3日（火）午前10時に次のように発表する。

なお、電話による可否の問合せには応じない。

(1) 秋田県庁正面及び各地域振興局庁舎の公告掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面により通知する。

(2) 秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）に合格者受験番号を掲載する。

9 合格基準

総得点が130点以上で、かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とする。

10 試験結果の開示請求

受験者本人は試験合格発表後、次により口頭で自己の科目別得点及び総合得点の開示請求ができることとする。

なお、電話による口頭の開示請求はできない。

(1) 開示請求の受付期間

合格発表の日から平成26年1月6日（月）までの毎日午前9時から午後5時まで（合格発表の日は、午前10時から午後5時まで）

ただし、この期間中の次の日を除く。

ア 土曜日、日曜日及び祝日

イ 平成25年12月29日から平成26年1月3日まで

(2) 開示の場所

秋田県建設部河川砂防課及び各地域振興局建設部

(3) 開示請求に必要な書類

砂利採取業務主任者試験受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等顔写真が貼付されたもの）を持参すること。

11 その他

(1) 受験票は、試験日の約2週間前までに本人あて郵送する。

なお、未着の場合は、平成25年10月29日（火）以降に、秋田県建設部河川砂防課（電話018-860-2531）へ問い合わせること。

(2) 試験会場の駐車場は駐車台数が少ないため、バスなどの公共交通機関を利用すること。

12 試験等についての問合せ先

機 関 名	連 絡 先

秋田県建設部河川砂防課 調整・企画管理班	〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階 電話 018-860-2531
秋田県鹿角地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1番地 電話 0186-23-2302
秋田県北秋田地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番の1 電話 0186-62-3113
秋田県山本地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒016-0815 能代市御指南町1番10号 電話 0185-52-6102
秋田県秋田地域振興局建設部用地課 管理班	〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 電話 018-860-3452
秋田県由利地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒015-8515 由利本荘市水林366番地 電話 0184-22-5437
秋田県仙北地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 電話 0187-63-3116
秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号 電話 0182-32-6208
秋田県雄勝地域振興局建設部用地課 用地・管理班	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 電話 0183-73-6165

秋田県告示第340号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
山本郡三種町鹿渡字町後270番地 秋田やまもと農業協同組合	山本郡三種町鹿渡字町後270番地 秋田やまもと農業協同組合	平成25年7月9日

秋田県告示第341号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年7月9日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社奈良ガス店
鹿角市十和田大湯字上の湯28番地の20
代表取締役 倉 内 修
秋田県知事許可（般-24）第8865号

3 処分の内容

管工事業及び水道設備工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成25年7月3日付で管工事業及び水道設備工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第342号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 処分をした年月日

平成25年7月4日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社田代製作所

大館市岩瀬字大柳上野28番地1

代表取締役 山内 鉄也

秋田県知事許可(般-20)第80587号

3 処分の内容

ガラス工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成25年7月2日付でガラス工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第343号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	105号	大仙市四ツ屋字ばば田89番1から57番6まで

2 供用開始の期日 平成25年7月22日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成25年7月19日から同年8月2日まで

秋田県告示第344号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	105号	大仙市四ツ屋字ばば田89番1から中嶋133番4まで	12.20~25.20	0.998
	新	105号	〃	15.80~27.60	0.998

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成25年7月19日から同年8月2日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブエスポルチ秋田
- 3 代表者の氏名
佐 藤 勇 一
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市雄和田草川字本田55番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の乳幼児から中高年齢者、障害の有無などに拘わらずすべての人が、スポーツに関わる活動を通じて行える福祉活動及びスポーツ文化の振興並びにスポーツの普及・育成・競技力・指導力の向上に関する事業を行い、不特定かつ多数の者の利益増進に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更内容
(1) 名称

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ワークしののめ
- 3 代表者の氏名
佐 藤 眞 一
- 4 主たる事務所の所在地
能代市真壁地字トトメキ沢389番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域に在住する心身障害者に対して自立支援、就労支援等の機能を充実・強化するため障害者自立支援法に基づくサービスを提供する事業及び地域住民と共に住みよい環境づくりに関する活動や交流する機会をとおして、社会参加、福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更内容
(1) 目的

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 秋田けやき会
- 3 代表者の氏名
堀 井 三 男

4 主たる事務所の所在地

秋田市

5 定款に記載された目的

この法人は、将来の不安や悩みを抱える精神に障害を持つ人たちに対し、その家族や地域住民の理解と協力のもと、作業訓練、生活訓練、就労支援、活動支援等を行い、障害者が地域社会において安心してより快適に自立した生活を営むために、地域住民との交流活動を通じて障害者の家族を支えながら、住みよい環境づくりと、保健、医療、福祉に関する事業活動を行い、障害者の社会復帰と自立支援に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 職務
- (2) 権能
- (3) 総会の開催
- (4) 表決権等
- (5) 理事会の開催
- (6) 定款の変更

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県立男鹿水族館

(2) 所在地

男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢

(3) 設置目的

魚、海獣等との触れ合いを通じた学習の機会を提供し、並びに県民の自然保護及び地球環境保全についての理解を深めるとともに、観光レクリエーション活動のための利便の増進を図る。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造地下1階地上3階、延床面積約9千平方メートル

(5) 主な施設

水槽27基（総容量約1,440トン）、ホッキョクグマ広場、アシカ・アザラシ棟、企画展示室、研修会議室、事務室

(6) 展示する魚、海獣等

ハタハタ、ホッキョクグマ、ペンギン等約4百種1万点

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 魚、海獣等の飼育に関する業務

(3) 秋田県立男鹿水族館（以下「水族館」という。）の利用の促進に関する業務

(4) (1)～(3)に掲げるもののほか、水族館の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

水族館内のレストラン及び売店を水族館と一体で運営することができる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しから起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書

イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業期間に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

カ 役員名簿及び役員の履歴(氏名、生年月日、性別、学歴職歴等)を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出日前1月以内に交付されたもの)

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課総務班(電話018-860-1461)

(3) 提出期限

平成25年9月20日(金)午後5時15分まで(郵送による提出の場合は当日必着)

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田県観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 水族館の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成25年10月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年7月19日(金)から同年9月20日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定形外角形2号)を郵送等により送付すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

平成25年8月7日(水)午後1時30分 男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢 秋田県立男鹿水族館研修会議室

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、平成25年8月6日(火)正午までに、10に掲げる場所へファクシミリで連絡すること(様式任意)。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 水族館の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 指定管理料の予算総額は401,330千円を限度とする。

なお、様式2「収支予算書」については、今後予定されている電気料金及び消費税等(消費税及び地方消費税)の引上げを考慮しないものとして作成すること。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。

- (6) 水族館の利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。
- (7) 使用している備品等に、現在の指定管理者が所有しているものがある。
- (8) 指定管理者は、水族館内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。
- (9) 現在の指定期間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）に締結しているブリーディングローン（繁殖貸与）契約については、3に規定する指定期間においても継続するものとする。なお、その手続等については、指定管理者が指定された後に別途協議する。
- (10) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (11) その他詳細は、募集要項による。

10 問合せ先

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課総務班

（電話018-860-1461 ファクシミリ018-860-3868 E-mail kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp）

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

秋田マリーナ 秋田市飯島字堀川118番地
男鹿マリーナ 男鹿市船川港船川字海岸通り1番地20
本荘マリーナ 由利本荘市石脇字田尻32番地

(2) 設置目的

健全な海洋性スポーツ・レクリエーションの普及振興を図るほか、マリーナにおける諸活動を通じて地域振興に寄与するとともに、放置艇を收容し、良好な港湾環境を実現することを目的とする。

(3) 規模等

秋田マリーナ 水域面積約11,600平方メートル、陸域面積約6,100平方メートル
男鹿マリーナ 水域面積約2,100平方メートル、陸域面積約2,400平方メートル
本荘マリーナ 水域面積約5,300平方メートル、陸域面積約3,500平方メートル

(4) 主な施設

秋田マリーナ 係留施設、船揚場、管理棟、駐車場
男鹿マリーナ 係留施設、船揚場、管理棟、駐車場
本荘マリーナ 係留施設、船揚場、管理棟、駐車場

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 秋田マリーナ、男鹿マリーナ及び本荘マリーナ（以下「マリーナ施設」という。）に係る使用の許可に関する業務
- (2) マリーナ施設の維持管理に関する業務
- (3) マリーナ施設の運営に関する業務
- (4) マリーナ施設の広報等利用促進に関する業務
- (5) その他知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 秋田県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ マリーナ施設の運営に必要な資格を有する者（小型船舶操縦士（一級）、海上特殊無線技士（二級）、危険物取扱者及び玉掛作業者）を各マリーナ施設に専属配置することができる団体であること。

ウ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

(ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たすこと。

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできないものであること。

(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とするものであること。

- (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うものであること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 港湾法（昭和25年法律第218号）及び秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号）の規定に基づく港湾施設等の使用許可等を取り消され、又は罰則を科せられた団体であって、当該処分を受けた日から2年を経過しないもの
- キ 役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 指定の期間に係る年度ごとのマリーナ施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の略歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク マリーナ施設の運営に必要な資格を有する者を各マリーナ施設に配置することができる団体であることを証する書類（人員配置計画書に資格取得状況を記載し、これに各種免状等の写しを添付して提出のこと。）
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がない旨の証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部港湾空港課調整・空港班（電話018-860-2541）
- (3) 提出期限
平成25年9月20日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 建設部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる審査基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ マリーナ施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は平成25年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付
5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年7月19日（金）から同年9月20日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間、交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさと送付先を記載したもの）を同封すること。
- 8 説明会

- (1) 日時
平成25年8月1日(木)午前9時
- (2) 場所
秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎4階 第1会議室
- (3) その他
説明会への参加を希望する団体は、事前に9(6)に連絡すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) マリーナ施設の利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、自己の収入として収受するものとする。
- (4) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (5) 詳細は、募集要項による。
- (6) 問合せ先
秋田県建設部港湾空港課調整・空港班(電話018-860-2541)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

- (1) 名称
船川港金川多目的広場(以下「多目的広場」という。)
- (2) 所在地
男鹿市船川港船川字海岸通り1番地20
- (3) 設置目的
海洋性レクリエーション需要による港湾緑地来訪者の交流機会の増加に対応又はスポーツの利用を目的として設置した。また、地域住民に対して災害時の一時避難スペースを提供する避難緑地としての機能も有する。
- (4) 規模等
敷地面積約125,000平方メートル
- (5) 主な施設
球技場、管理棟

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 多目的広場に係る使用の許可に関する業務
- (2) 多目的広場の維持管理に関する業務
- (3) 多目的広場の利用の促進に関する業務
- (4) その他知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
 - ア 秋田県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
 - イ 公園施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績を有すること。
 - ウ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。
 - (ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たすこと。
 - (イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできないものであること。
 - (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とするものであること。
 - (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うものであること。
- (2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。)

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 港湾法（昭和25年法律第218号）及び秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号）の規定に基づく港湾施設等の使用許可等を取り消され、又は罰則を科せられた団体であって、当該処分を受けた日から2年を経過しないもの
- キ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 指定の期間に係る年度ごとの多目的広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の略歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 公園施設又はこれに類する施設の管理に関する管理実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がない旨の証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部港湾空港課調整・空港班（電話018-860-2541）
- (3) 提出期限
平成25年9月20日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
- (1) 建設部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる審査基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 多目的広場の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は平成25年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 7 募集要項の交付
5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年7月19日（金）から同年9月20日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間、交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさと送付先を記載したもの）を同封すること。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成25年8月1日（木）午前11時
- (2) 場所
秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎4階 第1会議室

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(6)に連絡すること。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 多目的広場の利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、自己の収入として収受するものとする。
- (4) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。
- (5) 詳細は、募集要項による。
- (6) 問合せ先
秋田県建設部港湾空港課調整・空港班（電話018-860-2541）

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
トランスファークレーン 1台
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限
平成26年7月31日（木）
- (4) 納入場所
秋田県建設部港湾空港課（秋田港国際コンテナターミナル）

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (2) (1)イの資格に係る申請
 - (1)イの資格のない者が調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年8月9日（金）までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）
- (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日进行を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年7月19日（金）から同年8月27日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成25年7月19日（金）から同年8月27日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年9月2日(月)午前10時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の締結

この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(7) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(8) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased: Rubber Tierd Gantry Crane 1

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 2 September, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、能代市榑土地改良区から申請があった土地改良事業(維持管理事業)計画の変更について、平成25年7月10日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐竹敬久

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月19日

秋田県知事 佐竹敬久

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借事業名

秋田県教育委員会IT化システムサーバ機器等賃貸借業務

(2) 借受物品の仕様及び数量

仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成26年2月1日から平成31年1月31日まで

ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減

額又は削除があった場合は、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

(4) 借受物品の設置場所

仕様書で指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) この入札公告期間において地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 当該調達契約に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けた者であること。

(3) 過去5年以内に国又は地方公共団体において同種同業の受託実績を有するものであること。

(4) 当該調達物品について、仕様書に示す機能等の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(7) 共同企業体で参加しようとする場合、次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。

イ 構成員の全てが(1)の要件を満たすこと。

ウ 共同企業体を構成するいずれの者も、本入札に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県教育庁教職員給与課 電話018-860-5122

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、平成25年7月19日（金）から同年8月9日（金）までの期間、上記(1)の場所において午前9時から午後5時までの間に随時交付する。

(3) 競争入札参加資格申請書の提出期間、場所及び方法

県の休日を除き、平成25年7月19日（金）から同年8月9日（金）までの期間、上記(1)の場所へ午前9時から午後5時までの間に持参すること。

(4) 調達物品明細書の提出期間、場所及び方法

2の(4)に掲げる要件を満たすことを証明する書類について、県の休日を除き、平成25年7月19日（金）から同年8月22日（木）までの期間、上記(1)の場所へ午前9時から午後5時までの間に持参すること。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年9月2日（月）午前11時

秋田地方総合庁舎5階 第10会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

入札は2回を限度とし、落札者がいない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに入札説明書及び業務仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

(1) Subject matter

Lease of Akita Prefecture Borad of Education IT system server

(2) Time-limit for tender

11:00 a.m. September 2, 2013

(3) Contact point for the notice

Salary and Allowance Division, Akita Prefectural Borad of Education 4-1-2 Sanno, akita City, Akita

Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-5122 (Japanese only)

教育委員会規則

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十九日

秋田県教育委員会委員長 猪股春夫

秋田県教育委員会規則第十号

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会会議規則(昭和二十四年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「委員と称する」を「「委員」という。」に改める。

第二条中「休憩」を「、休憩」に改める。

第三条中「、又は」を「又は」に、「散会」を「若しくは散会」に、「議事」を「、議事」に改める。

第四条第一項中「毎改任後最初の会議の開会前にくじでこれを」を「、委員長が」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「または」を「、又は委員長が」に改め、「二人」の下に「以上」を加える。

第七条第二項中「五日に」を「一回」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「又は」を「、又は」に、「付議すべき」を「付すべき」に、「、請求」を「請求」に改め、同条第四項中「付議すべき」を「付すべき」に改め、同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行い、

第十条を削る。

第十一条中「その」を「、その」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「附すべき」を「付すべき」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「変更又は」を「変更し、又は」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「、審議」を「審議」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「もの」を「君」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条中「質疑討論」を「、質疑討論」に、「又は」を「、又は」に、「これ」を「、これ」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「別段の」を削り、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項中「表決に」を「、表決に」に改め、同条第二項中「の数」を削り、同条を第十九条とする。

第二十一条第二項中「これ」を「、これ」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十条とする。

3 委員長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、可決の旨を告げる。

第二十二条中「全会可決した」を「、全会一致で可決した」に、「見做す」を「みなす」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条中「自己」を「、自己」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条第二項中「通り」を「とおりに」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条第二項中「直ちに」を「、直ちに」に改め、同条第三項中「立合わせしめる」を「立ち合わせる」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十六条第一項中「動議」を「、動議」に改め、同条第二項中「直ちに」を「、直ちに」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条中「もの」を「者」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条第一項中「公開」を「、公開」に改め、同条第三項中「会議」を「、会議」に、「および」を「及び」に、「退席せしめる」を「退席させなければならない」に改め、同条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とする。

第三十条中「概ね」を「、概ね」に、「通り」を「とおり」に改め、同条第二号中「、開会に関する事項及び」を「及び開会の」に改め、同条第二号中「、欠席」を「及び欠席の」に改め、同条第三号中「もの」を「者」に改め、同条第四項中「附した」を「付した」に改め、同条第五号中「、動議」を「及び動議」に、「及び提出者」を「並びに提出者」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十一条第一項中「委員長」を「、委員長」に改め、同条第三項中「なか」を「中」に改め、同条を第三十条とする。

第三十二条中「他人」を「、他人」に、「又は」を「、又は」に、「以て」を「もつて」に改め、同条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十九日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

秋田県教育委員会規則第十一号

秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則

秋田県教育職員検定審査会規則（昭和二十五年秋田県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 この規則は、教育職員免許法施行細則（平成元年秋田県教育委員会規則第十四号）第五条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による審査を行う秋田県教育職員検定審査会（以下「検定審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条第一項中「十名以内」を「、十名以内」に改める。

第三条中「並びに、」を「並びに」に、「教育委員会が任命又は、」を「秋田県教育委員会が任命し、又は」に改める。

第五条第一項中「会長、副会長各一名」を「会長及び副会長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十九日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

秋田県教育委員会規則第十二号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則（平成元年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表(一)秋田県立秋田高等学校の項中「七六〇」を「七二〇」に改め、同表秋田県立角館高等学校の項を削り、同表秋田県立大館桂高等学校の項中「三三〇」を「二九〇」に改め、同表秋田県立大曲高等学校の項中「一一五」を「一一〇」に改め、同表秋田県立横手城南高等学校の項中「六〇〇」を「五七五」に改め、同表秋田県立角館南高等学校の項を削り、同表秋田県立小坂高等学校の項中「一四〇」を「一〇五」に改め、同表秋田県立十和田高等学校の項中「三六〇」を「三四五」に改め、同表秋田県立秋田工業高等学校の項中「二三〇」を「二二〇」に、「八〇」を「四〇」に、

「一一五」を「一一〇」に、「三五」を「七〇」に改め、同表秋田県立能代工業高等学校の項中

建築・木材料
都市工学科
理教工学科

〃	一〇五	
建築・木材料	〃	七〇

〃	一〇五
〃	一〇五

を

都市工学科	〃	七〇
理数工学科	〃	一〇五
建設科	〃	三五

に改め、同表秋田県立大館工業高等学校の項中

「一七五」を「二四〇」に改め、同表秋田県立金足農業高等学校の項中「一一五」を「一一〇」に改め、同表秋田県立西目高等学校の項中「四八〇」を「四六〇」に改め、同表秋田県立増田高等学校の項中「三六〇」を「三四五」に改め、同表秋田県立雄物川高等学校の項中「三六〇」を「三四五」に改め、同表秋田県立六郷高等学校の項中「二四五」を「二二〇」に改め、同表秋田県立西仙北高等学校の項中「三二五」を「二九〇」に改め、同表秋田県立大館高等学校の項中「二二〇」を「一八〇」に改め、同表秋田県立平成高等学校の項中「二四〇」を「二三〇」に改め、同表秋田県

立男鹿海洋高等学校の項中

海洋環境科	〃	七〇	
海洋科学科	〃	七〇	
海洋科	〃	三五	
食品科学科	〃	三五	
専攻科	機関科	二年	五

を

海洋環境科	〃	三五
海洋科学科	〃	三五
海洋科	〃	七〇
食品科学科	〃	七〇

に改め、同表秋田県立横手清陵学院高等学校の項中「三六〇」を「三四五」に改め、同表秋田県立大館国際情報学院高等学校の項中「二三〇」を「二二〇」に改め、同表秋田県立湯沢翔北高等学校の項中「二四〇」を「二三〇」に改め、同表秋田県立能代松陽高等学校の項中「二八〇」を「三三〇」に、「一一五」を「一一〇」に、「三三〇」を「二六〇」に改め、同表に次のように加える。

〃	角館	〃	普通科	〃	七六〇	仙北市角館町小館七十七番地二
---	----	---	-----	---	-----	----------------

別表(二)秋田県立横手高等学校の項中「三二〇」を「三一〇」に改め、同表秋田県立本荘高等学校の項中「一六〇」を「一五五」に改め、同表秋田県立角館高等学校の項中「一六〇」を「一五五」に、「仙北市角館町細越町三十七番地」を「仙北市角館町小館七十七番地二」に改め、同表秋田県立能代工業高等学校の項中「一六〇」を「一五五」に改め、同表秋田県立大館高等学校の項中「一六〇」を「一五五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十九日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

秋田県教育委員会規則第十三号

秋田県立中学校学則の一部を改正する規則

秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「二四〇」を「二三〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

文化財保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十九日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

秋田県教育委員会規則第十四号

文化財保護法施行細則の一部を改正する規則

文化財保護法施行細則(平成十四年秋田県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十九条」を「第八十四条」に改める。

第三条第一項中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第四条第一項中「第五十七条の二第一項」を「第九十三条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第五条第一項中「第五十七条の三第一項」を「第九十四条第一項」に改める。

第六条第一項中「第五十七条の五第一項」を「第九十六条第一項」に改める。

第七条第一項中「第五十七条の六第一項」を「第九十七条第一項」に改める。

様式第二号中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

様式第三号中「第57条の2第1項」を「第93条第1項において準用する第92条第1項」に改める。

様式第四号中「第57条の3第1項」を「第94条第1項」に改める。

様式第五号中「第57条の5第1項」を「第96条第1項」に改める。

様式第六号中「第57条の6第1項」を「第97条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。